

掲示期間 3.4-3.14

新潟市公告第 109 号

入札公告

下記の通り一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 8 条の規定に基づき公告します。

令和 4 年 3 月 4 日

新潟市長 中原 八一

1. 入札に対する事項

(1) 件名	新潟市南消防署飲料自動販売機に係る公有財産貸付
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市消防局総務課
(4) 入札日時・場所	令和 4 年 3 月 22 日（火） 午後 2 時 00 分 新潟市消防局 2 階 救命実習室
(5) 入札保証金	免除
(6) 契約保証金	免除
(7) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第 17 条第 1 項の規定に該当する場合
(8) 予定価格の公表	公表しない
(9) 最低貸付料	仕様書のとおり
(10) 貸付期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※ただし、庁舎修繕等により、上記期間が短くなる場合 もあります。
(11) 貸付場所等	仕様書のとおり
(12) 契約締結について議会の 議決を要するための仮契約	無
(13) 備考	入札金額欄に、貸付単価（売上額 100 円に対する貸付料）を小数点以下第 2 位まで記入してください。

2. 貸付物件

仕様書のとおり

3. 設置方法

自動販売機は、地方自治法第238条の4第4項、新潟市公有財産規則に基づき、賃貸借契約（以下「契約」という。）により設置するものです。

4. 貸付（設置）場所

新潟市南区親和町8番1号

新潟市南消防署 1階 食堂（別紙位置図参照）

5. 貸付期間（予定）※貸付日から5年間

令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間・更新なし）までとします。

※庁舎修繕等により、上記期間が短くなる場合もあります。その場合は、設置業者は市の指示に応じることとします。

6. 入札参加資格の要件

(1) 申請時において、次の要件をすべて満たす法人又は個人が参加することができます。

① 入札参加資格者名簿（業務委託）に「自販機設置（缶・ペット・紙パック飲料）」の登録があること。

② 平成31年4月1日以降申請の日までの間に、新潟市内において自動販売機の設置実績を有し、かつ健全な経営を行っている者

③ 設置業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者

(2) 次に該当する方は、参加することができません。

① 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者

② 市税の滞納がある者

③ 自己又は自社の役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる法人

7. 入札参加手続き

(1) 入札参加申請期限 令和4年3月18日（金） 午後5時まで

(2) 受付期間

入札公告の日から入札参加申請期限の日の午前9時から午後5時まで

（土・日・祝日を除く）

(3) 入札参加申請受付場所

新潟市中央区鐘木257番地1

新潟市消防局総務課 施設係

電話：025-288-3221（直通）

(4) 参加方法

参加希望の方は、入札参加申請書その他必要書類に所定事項を記入し、押印の上、直接ご持参願います。郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。

(5) 提出書類

以下の①から⑧までを封筒に入れて提出してください。

① 一般競争入札参加申請書（自販機様式1）

② 事業者（会社）概要

会社のパンフレットでも結構です。会社名、所在地、経歴、従業員数等の表記があれば、形式を問いません。（パンフレットに補記することも可）

③ 自動販売機設置実績報告書（自販機様式2）

④ ア 個人の場合 住民票

イ 法人の場合 登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）又は商業登記簿謄本

⑤ 市税の納税証明書等

ア 本市に納税義務がある場合 納税証明書（「新潟市入札用」、発行後1か月以内のもの）

イ 本市に納税義務がない場合 申立書兼同意書（自販機様式3）

⑥ 誓約書（自販機様式4）

⑦ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

⑧ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力、その他機能が確認できるもの）

(6) 入札にあたっての留意事項

① 入札金額は、貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を記入してください。

貸付単価に1円未満の端数があるときは、少数点以下第2位まで記入してください。建物内に設置する自動販売機の場合、貸付料請求の際に別途消費税及び地方消費税を加算します。

② 入札金額は、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては無効とします。

③ 提出書類の返却は行いません。

(7) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定者の決定及び貸付事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、参加資格の確認のため、警察当局に情報提供する場合があります。

8. 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は、下記により、必ず質疑書を提出し

てください。提出は入札参加資格要件を満たしている方に限ります。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和4年3月15日(火) 午後5時まで
- (3) 提出先 新潟市消防局総務課
- (4) その他 来庁、電話、ファクシミリ等での受け付けは一切行いません。
電子メール (somu.fb@city.niigata.lg.jp) で送付してください。
回答は質疑者へメールで行います。

9. 設置予定者の選定

(1) 入札日時、場所

令和4年3月22日(火) 午後2時

新潟市消防局 2階 救命実習室

- (2) 一般競争入札を行い、貸付単価(商品の販売に係る売上額100円に対する貸付料)の最高金額をもって有効な入札者を設置予定者として決定します。

設置予定者は公有財産貸付申請を行い、本市と賃貸借契約を締結し正式な設置者となります。

10. 入札時の注意事項

- (1) 入札時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (2) 入札にあたっては、入札書(別記様式第1号)を用いてください。
- (3) 代理人が入札する場合は、委任状(別記様式第2号)を提出してください。
- (4) 業務履行が困難と判断できる高額の貸付料での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。
- (5) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届出するものとします。
- (6) 1回目の入札で落札者が決定しない場合は再度入札を行います。入札回数は2回を限度とします。
- (7) 設置機械は、公告の日から1年以内に製造された未使用品とします。既設置者が契約の相手方となった場合、既設の自動販売機は撤去が必要となります。

11. 設置予定者の決定

- (1) 設置予定者が決定したときは、直ちにその旨を設置予定者に通知するとともに速やかに公表します。
- (2) 設置予定者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて設置予定者を決定します。

1 2. 設置予定者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定者としての決定を取り消します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 設置予定者が応募者の資格を失ったとき
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置者としてふさわしくないと新潟市が判断したとき

1 3. 設置予定者が設置を辞退した場合

設置予定者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置予定者を決める入札手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置予定者の次に高い金額をもって有効な入札を行った申請者を設置予定者とし、新たな設置予定者を決めることができます。

自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書

1. 概要（趣旨）

消防施設内に設置する自動販売機については、そこで働く職員の福利厚生と公有財産のより効率的な運用を図るものとする。

そのため、自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札により決定する。

2. 入札物件

（1）自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借

・対象となる貸付場所は、次のとおり。

○ 新潟市南消防署 1階 食堂

（2）貸付場所、貸付面積、台数

貸付場所	貸付面積	台数	最低貸付料（月額）
新潟市南区親和町8番1号 新潟市南消防署 1階 食堂	1.5㎡	1	937円

※1 「貸付面積」には、本体設置面積のほか、使用済み容器回収ボックス等の設置、転倒防止に必要な器具の設置並びに電気使用量を計測するための専用子メーターの設置のための面積を含む。設置にあたっては、新潟市と協議のうえ設置すること。

※2 「最低貸付料」について土地・建物の評価に変動があった場合、または新潟市財産条例の改正があった場合には、それら準じた改正後の額とする。

※3 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず申請前に設置場所の確認をしておくこと。

3. 貸付期間

令和4年4月1日 から 令和9年3月31日まで（5年間・更新なし）

※ただし、庁舎修繕等により上記期間が短くなる場合もある。その場合、設置事業者は市の指示に応じることとする。

4. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

（1）設置機械

① 自動販売機の大きさはW1,100×D900（mm）以内とし、容器回収ボックス、専用子メーター等を含め「貸付面積」内に設置できるものとする。

②新品もしくは未使用品を設置すること。

（2）環境対策

①ノンフロン冷媒を採用した機種とする。

②「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

（3）安全対策

自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格（JIS）の「自動販売機の据付基準」や日本自動販売機工業会の「自動販売機据付基準マニュアル」等を遵守し、転倒防止措置等を講じるものとする。また、可能な限り施設の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

(4) 使用済み容器の回収箱

- ① 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置する。
- ② 回収ボックスの規格
 - ・プラスチック製または金属製とする。
 - ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容器のものとする。
- ③ 使用済み容器については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

5. 販売商品の種類等

- (1) 酒類を除く清涼飲料とする。また、缶・ペットボトルによる販売に限る。
- (2) 標準販売価格以下の販売とする。
- (3) 水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

6. 貸付料

- (1) 貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の総合計額を100で除した値に「入札書」に記載された貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。
- (2) 設置業者が新潟市に支払う貸付料は（1）の当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは切捨てるものとする。）とする。なお、消費税及び地方消費税率が変わったときは、これに従うものとする。
- (3) (1)(2)による貸付料が最低貸付料に満たない場合は、最低貸付料を当該月の貸付料とする。
- (4) 貸付料は、新潟市が発行する納入通知書により、四半期ごとに新潟市の指定する期日までに支払うものとする。なお、貸付期間が1月に満たない端数がある場合は、日割りをもって計算する。

7. 費用負担

(1) 設置及び撤去等

自動販売機の設置（電気、配線等）維持管理及び撤去に係る費用は、設置業者が負担する。工事を必要とする場合には、新潟市の指示に従うものとする。

(2) 電気料金

- ① 「新潟市公有財産事務取扱要領」の規定により算定した額を設置業者が負担する。
 - ② 新潟市が発行する納入通知書により、新潟市が指定する期日までに納入すること。
- (3) 電気使用量を計測するための専用子メーターを設置するものとする。専用子メーターの設置にかかる費用は設置業者が負担する。なお、設置にあたっては新潟市の指示に従うものとする。
- (4) 自動販売機の稼働に必要な点検調整費，修理費等
- (5) 使用済容器の回収箱等，新潟市の指定する物品
- (6) 使用済容器処理費

8. 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は，原状に回復して新潟市の確認を受けなければならない。

9. 自動販売機設置に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き，設置業者がその責を負う。

10. 商品等の盗難及び破損

- (1) 新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き，新潟市はその責を負わない。
- (2) 設置業者は，商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは，自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11. その他

本仕様書に定めのない事項については，協議のうえ決定する。

12. 参考データ

販売実績本数

- ・平成30年度 9, 303 本
- ・令和元年度 9, 909 本
- ・令和2年度 9, 415 本

業務実施要領

1 自動販売機及び販売商品

- (1) 自動販売機の設置に伴い設置事業者が保健所への届出義務がある場合は、設置までに届出を完了すること。
- (2) 販売商品の容器は缶・ペットボトルに限るものとし、ガラスびんは禁止する。
- (3) 新潟市または設置事業者が自動販売機の機種（型式）並びに販売商品の種類を変更しようとするときは、事前協議すること。
- (4) 設置事業者が販売価格帯を新設又は変更しようとするときは新潟市と事前協議すること。

2 自動販売機の搬入及び撤去

- (1) 搬入に際しては、新潟市の指示に従うこと。
- (2) 契約期間満了の日までに撤去すること。

3 売上金額等の確認について

設置事業者は各月の売上金等を自動販売機のカウンターにより毎月25日以降月末までに確認し、翌月15日までに、新潟市に売上金等を証する書類を提出すること。ただし、新潟市が立会いを申し出た場合は、新潟市立会いのうえ確認すること。また、新潟市が売上金等の調査が必要な場合には、実地調査及び関係書類等の提出を求めることができる。

4 設置事業者の商品管理

- (1) 商品管理に万全を期すこと。特に不良品点検（賞味期限切れ等）は厳しく管理すること。
- (2) 平日・休日にかかわらず適宜商品を補充し、売切れが生じないようにすること。
- (3) 商品等の搬出入時は制服又は名札を着用し、通常は施設所定の出入口から行うこと。

5 その他

- (1) 新潟市又は設置事業者が自動販売機の破損等の異常を発見したときは直ちに相互に通報すること。
- (2) 設置事業者は自動販売機の異常が発見されたときは速やかに解決のための人員を派遣すること。
- (3) 自動販売機の稼働は搭載機能を最大限生かし、節電に心がけること。
- (4) 容器等のゴミの撤去については、商品補充時に確実に行うこと。
- (5) 施設内では新潟市の指示に従うこと。

南消防署 1 階平面図

1 階

